

				要望内容	回答	所管課名
1			1	憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。	今後も、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努めます。	福祉課
1			2	徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構は税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。	地方税滞納整理機構への移管については、市との折衝に応じない、担税力等があるにも係わらず納税意識が薄い等、他の善良な納税者との不公平・不平等の是正を行うものです。	税務課
1			3	税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	地方税法、大府市税の減免に関する規則及び大府市国民健康保険税条例に基づき適正な処理をしております。	税務課
2	1		1	生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。	保護を申請する意思を確認した場合には、速やかに申請書等を交付しています。また、真に保護を必要とする人が受給できるように厳正に審査し、漏給、濫給の防止に努めています。	福祉課
2	1		2	国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。	今後も国の方針に従い、適切に事務を行っていきます。	福祉課
2	1		3	国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。	同上	福祉課
2	1		4	弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。	警察官OBの窓口等への配置は考えていません。	福祉課
2	1		5	生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。	直営又は委託双方のメリット、デメリットを比較考慮しながら最適な実施方法を検討していきます。また、自立相談支援の結果、生活保護を必要とする場合には、相談者の実情に応じて対応します。	福祉課
2	2	1	1	第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。	知多北部広域連合において、基金の取り崩しも含め、現在検討中です。	福祉課
2	2	1	2	介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	知多北部広域連合において、検討中です。	福祉課
2	2	2	1	特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。	保険料とのバランスを考え、計画的に整備する予定です。	福祉課
2	2	2	2	地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。	現在、市の東西で1箇所ずつ市社会福祉協議会が知多北部広域連合の委託により設置・運営をしています。	福祉課
2	2	2	3	介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。	研修について、適宜開催しています。	福祉課
2	2	3	1	要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス（ヘルパーなど）を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。	知多北部広域連合において、平成29年度からの実施に向けて、今後検討していきます。	福祉課
2	2	3	2	「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を十分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。	同上	福祉課
2	2	3	3	介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。	同上	福祉課

要望事項回答

				要望内容	回答	所管課名
2	2	4	1	ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。	配食サービス事業、緊急通報事業を始め、認知症等地域生活支援事業等を実施しておりますが、さらに見守りや生活支援ができるように努めます。	福祉課
2	2	4	1	イ.高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。	70歳以上の方を対象に、市循環バスを無料で乗ることができる「ふれあいパス70」を交付しています。身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は無料で乗車できます。	福祉課
2	2	4	1	ウ.宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。	高齢者が気軽に集うことのできる集いの場（ふれあいサロン）の初期活動に要する費用への補助をしています。	福祉課
2	2	4	1	エ.高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。	本市の市営住宅につきましては、昨年度までにエレベータ、スロープ及び階段手すりの設置を完了しております。住戸内部の段差解消や手すりの設置につきましては順次整備を行っております。生活支援のサービスは一般の世帯と同様に考えています。	福祉課
2	2	4	2	配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。	対象者の状態に応じて、安否確認及び栄養補給を兼ね、毎日夕食を配達しています。料金の改定はしていません。また、会食（ふれあい）方式は、地区民生委員協議会で年に数回実施しています。	福祉課
2	2	4	3	住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。	住宅改修費、福祉用具購入費については、すでに実施しています。高額介護サービス費については実施の予定はありません。	福祉課
2	2	5	1	介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	普通障害者、特別障害者とも、すでに実施済みです。	福祉課
2	2	5	2	すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。	すべての要介護認定者に、該当した場合は、障害者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています。	福祉課
2	3		1	福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。	子ども・障がい者・高齢者医療につきましては、県補助対象より拡充しており、今のところこれ以上の拡大予定はありません。	保険医療課
2	3		2	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。	平成19年10月より子ども医療対象者を中学校卒業まで拡大していますが、今のところこれ以上の拡大予定はありません。	保険医療課
2	3		3	障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方と3級で非課税の方は平成24年10月診療分より一般の病気も対象としています。	保険医療課
2	3		4	後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。	後期高齢者医療の被保険者の方は、前年の所得に応じて、窓口での負担割合や、1か月の自己負担限度額が変わります。非課税世帯の方は、課税世帯の方に比べて低い自己負担額となっておりますので、後期高齢者福祉医療費対象者の拡大予定はありません。	保険医療課
2	4		1	妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。	本市では、妊婦健康診査14回、産婦健康診査1回及び乳児健康診査2回の計17回をすでに公費で実施しております。	健康推進課
2	4		2	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。	認定基準（所得基準）については、平成25年度より生活保護基準額の1.0倍未満から1.2倍未満としました。受給申請については、市役所学校教育課窓口でも受け付けています。また、申請時に民生委員の証明は必要ありません。	学校教育課
2	4		3	憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。	学校給食法及び同施行令に基づき、保護者に負担していただいています。現在のところ学校給食費の無償化は考えていません。	学校教育課

要望事項回答

		要望内容	回答	所管課名
2	4	4 児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。	公私立の認可保育所を始め、認定こども園、認可外保育施設で保育を行っています。それぞれの施設で民間事業者の実施する施設については、運営費等において財政的な補助を行っているほか、必要に応じて、指導保育士による保育の相談等を行っています。	児童課
2	5	1 国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。	国民健康保険を安定的に維持するためには広域化が不可欠です。	保険医療課
2	5	2 ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。	一般会計からの繰入は、国民健康保険の財政を適正に見込んだ上で、行っております。国民健康保険財政状況や制度変更により、保険税の改定は今後必要になることもあると考えております。なお、現在の雇用情勢を踏まえ、非自発的失業者への軽減制度を実施しております。	保険医療課
2	5	2 イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。	国民健康保険税の負担につきましては、応能応益という制度があります。そのため所得割、資産割、均等割、平等割の負担をしていただいております。現在、国民健康保険税の減免制度につきましては、さらに拡充する考えはございません。	保険医療課
2	5	2 ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。	現在、国民健康保険税の減免制度につきましては、更に拡充する考えはございません。なお、低所得世帯に関して、軽減制度がございます。	保険医療課
2	5	2 エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。	同上	保険医療課
2	5	3 ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。	国民健康保険税は、被保険者間で国民健康保険税を負担していただき、公平性、公正性を保ち運営がなされています。資格証明書は、国民健康保険税の収納を図る一つの方法です。また、子ども、母子家庭等、心身障がい者及び精神障がい者の医療費助成の対象者や18歳年度末の子どもには、資格証明書を交付していません。なお、それ以外の被保険者にも資格証明書の発行実績はありません。	保険医療課
2	5	3 イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。	給付制限はしていません。個別に状況を確認し、対応をさせていただいています。	保険医療課
2	5	3 ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。	有効期限6か月以内の保険証を交付しています。	保険医療課
2	5	3 エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。	国民健康保険税の納税に関しましては、本人との納税相談や申出による分割納税などの方法を取り入れております。したがって加入者の生活実態を無視した保険税の徴収や差し押さえは行っておりません。また、国民健康保険の加入は、世帯主の届出によりますし、いずれの健康保険に加入しているかの把握はできません。	保険医療課
2	5	4 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。	生活保護基準額の1.2倍を超え、1.3倍以下の世帯に対しては、徴収猶予となっております。現在、一部負担金の減免制度につきましては、さらに拡充する考えはございません。また、ホームページ等で周知しております。	保険医療課

要望事項回答

		要望内容	回答	所管課名
2	6	1 障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。	ア. 障がい者を対象とした「心身障害者医療」「精神障害者通院医療」「精神障害者入院医療」の助成制度を設け、医療費の自己負担額を助成しています。 イ. 障がい児施設入所者（利用者）に対する負担軽減を行っています。障がい福祉サービスや補装具の利用者負担は、国が示す基準に沿っています。制度改正の動向を注視していきます。 ウ. 地域活動支援センターの利用料は無料としています。その他のサービスの負担軽減は、国サービスに準じて行っています。 エ. 食費は、加算又は補足給付による軽減制度が適用されています。水光熱費の負担軽減は考えていません。	福祉課
2	6	2 訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。	認定調査と審査会での審査を適正に行い、公正な区分認定を行っています。上限は設けておらず、必要見込量に基づき実施しています。	福祉課
2	6	3 移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。	移動支援の長期かつ継続的な利用は、行動援護と同様に原則として認めていません。市の要綱に従って、個別に必要性を判断して支給決定します。	福祉課
2	6	4 65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	個別のケースに応じて、障がいサービスで支援を受けることができるかどうか、介護保険で給付が受けられるかどうか、介護保険担当課や居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定します。	福祉課
2	6	5 65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。	知多北部広域連合において、独自減免制度を実施しております。 保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。	福祉課
2	6	6 通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。	通院介助などの居宅介護は、国で定められた居宅介護であるため、国の基準に沿って行います。	福祉課
2	6	7 相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。	相談支援事業のうち基本相談や計画相談については、法に基づいた事業所により適正に進めています。	福祉課
2	7	1 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。	任意の予防接種につきましては、現在助成制度を設けていませんが、国の動向を見守ってまいります。	健康推進課
2	7	2 高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。	高齢者肺炎球菌ワクチンは、受益者負担として1回の接種につき1,000円の自己負担で接種していただくことができます。	健康推進課
2	7	3 妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。	風しん抗体価が低い方は、風しんワクチンを受益者負担として1,000円の自己負担で接種していただくことができます。	健康推進課
3	1	1 消費税増税を中止してください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会に向けて同様の取扱を行います。	議事課
3	1	2 年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。	同上	議事課
3	1	3 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。	同上	議事課

要望事項回答

				要望内容	回答	所管課名
3	1		4	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。	同上	議事課
3	1		5	入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。	同上	議事課
3	1		6	精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。	同上	議事課
3	1		7	介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。	同上	議事課
3	1		8	受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。	同上	議事課
3	2	1	1	福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。	同上	議事課
3	2	1	2	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。	同上	議事課
3	2	1	3	障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	同上	議事課
3	2	1	4	後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。	同上	議事課
3	2	2	1	国民健康保険への県の補助金を増額してください。	同上	議事課
3	2	2	2	県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。	同上	議事課